

鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル審査要領

1. 審査の基本的な考え方について

鳥羽市が、保育所給食調理等の業務を委託する事業者は、保育施設・学校給食調理等の業務に実績があり、調理技術、安全衛生管理等の社内教育を積極的に行っている意欲的で、かつ、保育所給食の意義や目的を十分理解している事業者であること。また、業務従事者を安定的に雇用しており、かつ、その企業の経営状態等も安定し継続的に業務を行っていることである。

このような基本を踏まえ、プロポーザル提案書等提出書類並びにプレゼンテーション・ヒアリングの内容をもとに適正な審査を行うための基準を以下のとおり定め、業務を委託するに最もふさわしい事業者を選定する。

2. 選定方法

- (1) 選定は、鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会により、本要領に基づき行う。
- (2) 提出された提案書等各資料について、別表「評価基準表」に基づき評価を行う。
- (3) 各小項目別に評価し、その合計得点（200点満）により選定を行う。

3. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

プレゼンテーション・ヒアリングの実施については、別紙「プレゼンテーション細目」により行う。

4. 評価・採点

- (1) 小項目の採点の基準は下記のとおりとする。また、業務委託料の見積に対する評価・配点については、次項によるものとする。

判定	点数	
	配点が5点の小項目	配点が10点の小項目
優れている	5	10
やや優れている	4	8
普通（一般的な提案）	3	6
やや劣っている	2	4
劣っている	1	2

- (2) 見積に対する評価・配点

①基本的な考え方

事業者選定にあたっては、真に本市が求めている仕様が十分に満たされ、かつ、予算額の範囲内であることを条件に、見積価格の多寡だけにとらわれず、提案内容の良否を最も重視して行うものとする。

②価格点

見積価格について、以下の式により価格点の計算を行う。

価格点 = (1 - 見積額 ÷ 業務委託料の上限額) × 100

※価格点は、10点を上限とする。

- (3) 提案者が1者の場合でも、本要領に基づき、審査を行う。
- (4) 評価項目において、鳥羽市の求める最低基準（評価点の総計の5割）を下回った場合は受託候補者を決定しない場合がある。

5. 事業者の選定

- (1) 各選定委員の合計点数の合計が最も高い提案者を受託候補者に決定する。
- (2) 受託候補者が2者以上あった場合は、別表「評価基準表」審査項目の3. 安全衛生管理体制等について、5. 業務従事者の配置計画・業務実施体制について、6. 業務の円滑な遂行について、の合計点数で判定し、受託候補者を決定する。
- (3) 前項より選定した事業者が辞退またはその他の理由で契約できない場合は、次点者を受託候補者とする。

【別表】

鳥羽市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル 評価基準表

審査項目 (大項目)	評価の観点（小項目）	配点	
1. 会社概要	①事業者の経営理念及び財政基盤の安定性	10	20
	②保育施設、その他集団給食施設における給食調理業務の受託実績及び、安全な運営が継続して可能な体制の確保	10	
2. 保育所給食に対する基本的な考え方及び食育活動について	①乳幼児期の食の重要性や保育所給食が保育の一環であることへの理解度を含む保育所給食に対する事業者の基本的な考え方	10	20
	②安全安心な給食の提供や、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない方策として、事業者が協力できることの提案	5	
	③乳幼児期における食育を推進する上で、事業者が関与することが可能なことの提案	5	
3. 安全衛生管理体制等について	①衛生管理に関する基本的な考え方及び衛生管理体制、衛生検査の実施内容	10	40
	②従業員の健康管理体制	10	
	③食中毒や異物混入等の事故に関する具体的防止対策及び事故発生時等の対応方針と再発防止対策	10	
	④食物アレルギー対応に関する基本的方針及び実施体制	10	
4. 業務従事者に対する教育・研修計画等について	①業務従事者に対する教育・研修についての基本的な考え	10	30
	②調理技術・衛生管理等に関する教育・研修体制と年間計画	5	
	③特別食（離乳食・食物アレルギー対応食・その他配慮を必要とする児童への食事提供）に関する教育・研修体制と年間計画	5	
	④業務開始に向けた研修訓練・引き継ぎについて、実施内容及びスケジュール	10	
5. 業務従事者の配置計画・業務実施体制について	○業務従事者の配置計画	10	40
	○業務実施体制について		
	①業務実施体制についての基本方針	10	
	②休暇等業務従事者欠員時の代替職員確保の体制及び具体的想定	10	
	③有能な人材を確保するための方策	5	
	④雇用した人材を定着させ、長期雇用するための方策	5	
6. 業務の円滑な遂行について	①受託者内及び委託者・受託者間の指揮命令系統	10	30
	②業務を円滑に遂行するための方策	5	
	③業務履行が不可能となった場合の緊急対応について、具体的対策及び業務代行体制・損害補償	10	
	④災害等緊急時の業務遂行及び人員確保について、基本的方針及び体制	5	
7. 業務委託料	①提案内容に対して適正な価格設定のもと見積額が算定されているか	10	20
	②価格点＝（1－見積額÷業務委託料の上限額）×100（10点を上限）	10	
合計		200	